

## 大阪・関西万博 公式 Web サイトの利用にあたって

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）は、協会が運営する公式 Web サイト（以下、「公式 Web サイト」という。）において、2025 年国際博覧会（大阪・関西万博）に関する情報の提供サービスを行っています。

公式 Web サイトのご利用にあたっては、以下の利用ルール（以下、「本利用ルール」という。）をよくお読みいただき、ご利用いただくようお願い申し上げます。

なお、本利用ルールは日本語で作成されています。協会は、本利用ルールの日本語版と翻訳版の間に矛盾がある場合は、日本語版が優先するものとします。

また、協会は事前の通知なしに本利用ルールの内容を変更することがあります。変更した場合、協会は変更後の利用ルールを公式 Web サイト上に公表し、改訂日を更新します。

### I. 知的財産権

#### 1. （知的財産権）

目的を問わず、公式 Web サイトに掲載されたテキスト、画像、音声、動画、視聴覚資料等のコンテンツ（以下、「コンテンツ」という。）に関する知的財産権（著作権、商標権等の全ての権利を指す。以下、「知的財産権」という。）は、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）もしくは記載されたクレジットの所有者の知的財産です。

#### 2. （禁止される行為）

公式 Web サイトを利用される方（以下、「利用者」という。）は、本利用ルールおよび関連する法令に従う範囲内に限り、公式 Web サイトを利用し、また、コンテンツをダウンロードおよび印刷することができます。協会の事前の許可なく、公式 Web サイトやコンテンツを複製し、販売し、出版し、頒布し、変更を加え、表示することはできません。また、公式 Web サイト上の全ての知的財産もしくは記載されたクレジットの所有者の知的財産権を侵害し、希釈化し、取り除き、変更を加えることはできません。コンテンツの複製等を希望する場合は、目的などを記載のうえ協会宛てにお問合せください。

## II. 利用者の義務

### 1. (法令の遵守)

利用者は、公式 Web サイトを利用するにあたり、関連する全ての法令に従うこととします。公式 Web サイトやコンテンツは、協会もしくは記載されたクレジットの所有者の知的財産であり、知的財産権に関する法令により保護されています。

### 2. (免責)

協会は、公式 Web サイトに記載された情報の完全性・正確性に対して、一切の保証を与えるものではありません。利用者が、公式 Web サイトのコンテンツ、リンクされているウェブサイトを利用したことで直接・間接的に生じた損失に関し、協会は一切責任を負わないものとします。リンクされているウェブサイトについては、それぞれのウェブサイトの利用規約をご確認ください。

## III. リンク

### 1. (リンクの設定)

公式 Web サイトへのリンクは、原則として自由です。協会へのご連絡は不要です。但し、リンク元サイトのコンテンツが、公序良俗に反するもの、法令に違反しまたは違反する恐れがある内容を含むもの、その他第三者に誤解を与える恐れがあるものである場合は、リンクをお断りすることとし、ご連絡いたします。

### 2. (リンク設定時の表現等)

公式 Web サイトへのリンク設定をする際には、「大阪・関西万博公式 Web サイト」へのリンクであることを明示してください。ウェブサイトの内容やリンクの方法によっては、適切なリンク方法、表現、記述への変更や、リンクを解消していただく場合があります。あらかじめご承知おきください。

(記載例)

出典：大阪・関西万博公式 Web サイト (当該ページの URL)

## IV. アイデアなどの提案

特に協会からお願いしたものでない限り、新しいデザイン、広告宣伝、マーケティング等に関するアイデア、メモ、図画、コンセプト、ネーミングその他のご提案について、協会は以下の通りお取り扱いいたします。

- ・ご提案内容についての評価・返信等はいたしません。
- ・ご提案内容と協会の実施内容が全部または一部類似した場合でも、協会は提案者に対価をお支払いいたしません。また、ご提案いただいた事実やその内容について一切の秘密保持の義務を負いません。

## V.その他

### 1. (紛争解決)

協会は利用者とその相手方等第三者との間の紛争に関わる義務はないものとします。公式 Web サイト、本利用ルールおよびそれらから生じる紛争は、排他的に日本の法令のみが適用され、日本の法令のみによって解釈されます。公式 Web サイトもしくは本利用ルールに関して生じる全ての紛争に対しては、日本国の大阪地方裁判所が専属的な管轄権を有します。紛争に関する法的手続きは、その原因発生後遅くとも 1 年以内に提起されなければなりません。

## 附則

本利用ルールは 2025 年 12 月 25 日から施行します。